

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社マーキュリアインベストメント

実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」へのコメント

質問1につき、この提案に同意できない。

【理由】

- 有償新株予約権を付与する取引は、第三者評価機関の公正価値評価に基づいて、公正価値相当の金銭を対価として会社が新株予約権を発行する資本取引であり、報酬性はないものとする。
- 有償新株予約権は、当初に設定した業績条件等の権利確定条件が未達の場合には、新株予約権の取得に際しての投下資本が毀損する取引であり、元本毀損リスクのない報酬制度とは異なる性質の取引と考えられる。また、従業員が元本毀損リスクを負う制度として従業員持株会制度があり、従業員との取引を必ずしも報酬制度の一つとして位置付ける必要もないと考える。
- 経営陣の報酬が世界水準と比較して低いと言われている日本において、既に多くの日本の上場企業において有償新株予約権制度が普及していることは、経営陣を含む役員職員のアップサイドインセンティブと長期的な株主利益の双方が一致する点がコーポレートガバナンスの観点からも高く評価されている状況にあるものと考えられる（今後は企業における有償新株予約権付与制度導入前後の株式価値成長率の比較等により実際の導入効果を検証することも重要と考える）。また、多くの日本の上場企業において普及している有償新株予約権制度の会計処理を変更することは、日本の資本市場において一定程度の混乱を与えることも想定されることから、本会計基準の制定には日本の資本市場において想定される影響をより慎重に検討すべきと考える。

- また、日本のベンチャー企業等では、有償新株予約権付与制度は資本政策手段の一つとしても活用されており、その活用に制限を設けることは、日本の株式市場の成長を支えるベンチャー企業の育成の阻害要因ともなりかねないことを懸念する。
- 仮に本会計基準の制定の趣旨が、有償新株予約権の第三者評価機関による公正価値評価が実態の公正価値評価と比較して乖離している可能性を問題としているのであれば、有償新株予約権の公正価値評価に関するガイドライン等において制定すべき事項であり、必ずしも会計基準において定める事項ではないものとする。

以上